

令和7年7月 菰崎市農業委員会議事録

1. 開催日時 令和7年7月25日（金） 13:30～15:00

2. 開催場所 菰崎市役所 4階 大会議室

3. 出席委員（18名）

農業委員

1 番 柳本 進
2 番 仲田 孟
3 番 伊藤 光
4 番 横森 昌広
5 番 横森 武千代
6 番 志村 保則
7 番 伴野 正明
8 番 比志 秀樹
9 番 樽林 信昭
10 番 山本 弘行
11 番 欠員
12 番 鶴田 好仁
13 番 駒井 恵二
14 番 山本 昌巳
15 番 秋山 武仁
16 番 矢崎 芳章
17 番 飯野 直人
18 番 浅川 節子
19 番 堀川 喜美雄

農地利用最適化推進委員

20 番 雨宮 一夫
21 番 曾雌 源興
22 番 猪股 昇
23 番 猪股 和宏
24 番 金丸 光太郎
25 番 今福 重幸
26 番 小泉 尚志
27 番 内藤 幹雄
28 番 小澤 仁
29 番 功刀 良人
30 番 中込 秀樹
31 番 小野 賢治（欠席）
32 番 井上 清
33 番 志村 圭一

4. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 諸報告

第3 議案第1号 農地法第3条の規定による申請の承認について
議案第2号 農地法第5条の規定による申請の承認について
議案第3号 農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による
農用地利用集積等促進計画案の承認について
報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について

5. 農業委員会事務局職員

事務局長：早川 洋

書記：小屋 了・志村 奈美

6. 会議の概要

<事務局長>

ただ今から令和7年7月農業委員会定例会を開会いたします。次第に沿って進めさせていただきます。「2：会長挨拶」 柳本会長、お願いいたします。

<会 長>

(会長あいさつ)

<事務局長>

ありがとうございました。続きまして、「3：議事」に移ります。

韮崎市農業委員会会議規則第5条により、本日の議案審議については、会長が議長をつとめます。それでは、議事の進行をお願いいたします。

<議 長>

本日、出席委員は農業委員18名中18名で、定足数に達しておりますので、会議を開催いたします。

「日程第1 議事録署名委員の指名について」ですが、会議規則第16条第3項の規定により、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なし)

それでは、2番 仲田 孟 委員、3番 伊藤 光 委員 をお願いいたします。

また、会議書記には、事務局職員小屋氏 と 志村氏 を指名いたします。

続きまして、「日程第2 諸報告」事務局より報告をお願いいたします。

<事務局>

それでは会務について報告をさせていただきます。

7月7日、山梨県農業会議常設審議委員会に柳本会長及び事務局小屋が出席いたしました。

<議 長>

ただ今の報告について、何かご発言ございますか。

(発言なし)

<議 長>

以上で日程第2を終わります。

続きまして、「日程第3」議案第1号「農地法第3条の規定による申請の承認について」を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いします。

<事務局>

それでは、議案集の1ページをご覧ください。今月の農地法第3条の許可申請は、所有権の移転に関するものが4件4,994.84㎡、賃貸借権の設定に関するものが2件3,315㎡であります。

申請番号1番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）新規就農補助金利用のための所有権移転の申請であります。

申請番号2番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）自家消費野菜栽培のための所有権移転の申請であります。

申請番号3番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）耕作地続きのための所有権移転の申請であります。

申請番号4番（土地の所在・貸付人・借受人についての説明）営農型太陽光発電施設設置のための賃貸借権設定の申請であります。

申請番号5番（土地の所在・貸付人・借受人についての説明）営農型太陽光発電施設設置のための賃貸借権設定の申請であります。

申請番号6番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）自家消費野菜栽培のための所有権移転の申請であります。

<議長>

ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員からご報告をお願いいたします。

申請番号1番：曾雌委員

申請番号2番：志村（保）委員

申請番号3番：小泉委員

申請番号4番・5番：樽林委員

申請番号6番：浅川職務代理

（各委員より現地調査に基づく説明。申請番号4番について、保留にすべきとの指摘あり）

<議長>

各委員の報告が終わりました。これより、質疑に入ります。

<委員A>

申請番号4番5番について、一時転用の期間と農振がかかっているのかについて教えてください。

<事務局>

農振につきましては、どちらの申請地も農振区域内の農地になります。一時転用の期間につきましては、最長20年となっております。通常は3年以内であり、申請番号4番については1回目の更新で貸借期間は4年目、申請番号5番については、2回目の更新で貸借期間は7年目になります。

<委員A>

当初の申請時に内容について審査をしたと思いますが、今回の更新の際、何を基準に審査したのかを教えてください。

<事務局>

営農型太陽光の更新の条件としましては、生産された農作物に著しい劣化が生じていないこと、平均的な単収と比較して概ね2割以上減収していないこと、市町村で栽培されていない作物や生産に時間を有する作物の場合は試験栽培の実績または栽培理由書に記入した単収より減収しないこ

と、毎年の栽培実績及び収支の報告が適切に行われていること、農作物の生育に適した日射量を保つ設計であること、といったことが国の要件として示しております。今回の申請番号4番の圃場につきましては、苗が若く収穫実績はありません。申請番号5番の圃場につきましては、一昨年から収穫ができるようになり、実績としては40万円超え、昨年は80万円超えとなっております。

<委員A>

3条申請というのは、一般的には農業所得の向上を目的とするものが多いかと思いますが、太陽光で収入を得て、農作物でも収入を得て、ということを事務局として認めるということですか。

<事務局>

太陽光の売電収入も農業所得として認められるようになっております。

<委員A>

無理に農振がかかっている優良農地にわざわざこんなことをしなくても、農振が除外されている農地がたくさんあるので、そちらに設置するような指導はできないのでしょうか。

<事務局>

国の法令で認められておりますので、申請があり基準に沿っていればどこの農地でも許可となります。法令で決められたことを許可せずに他の農地へ、という指導は事務局では致しかねます。

<委員A>

計画どおりに生育できていなくても仕方ないのでしょうか。他市でも同じようにしているのでしょうか。

<事務局>

営農型太陽光は全国的に問題となっております。当初は売電の方が主になってしまうので、国の方へ全国の市町村からそのような報告がいつていると思いますし、実際、年々制度が改正され申請基準は厳しくなっております。更新につきましても同様で、制度改正に伴い県の指導も厳しくなっております。申請番号5番の農地につきましては、3年ほど前に育成状況が芳しくないということで県の担当者と指導し、是正を行ってきた農地です。その結果、地区担当委員さんより報告をいただきましたとおり、育成状況も改善され良好な状況となっております。更新につきましては、仰っていただきましたとおり、年1回の報告書をただ受け取るだけではなく、我々も現地を確認しますし、県の担当者も市とは別日に現地確認をしております。そして、国の基準に合うように営農に向けた指導をしていくという方向性で動き始めたところです。

<委員A>

なぜこんなことを質問するのかと言いますと、優良農地をなるべくそのままにして欲しいからです。太陽光パネルを設置するのではなく、なるべくそのまま維持をして欲しいという思いから質問をしております。それだけお伝えしまして、質問は以上といたします。

<委員B>

申請番号4番について、地区担当委員さんより不許可にするべきかという投げかけがありましたが、地上権だけが不許可になるということは権利関係が複雑になってしまいますので、3条につい

ては保留として、検討してはどうかと思います。

<事務局>

申請番号4番については管理が不十分であるというご指摘、申請番号5番については適正に管理されている、ということですが、借受人はどちらも同じ業者になりますので、改善が見込まれるのではないかと思います。今回は保留として県へ報告し、来月の申請に間に合うよう是正するよう指導いたします。

<委員B>

今回の場合、すべての農地を効率的に耕作していない、ということになると思います。申請番号4番を保留にした場合、申請番号5番の案件も同一業者のため、こちらも保留にするべきだと思います。

<事務局>

委員ご指摘のとおり、全部効率要件を満たしていないと考えられますので、申請番号4番及び5番を保留とさせていただきたいと思います。

<議 長>

よろしいですか。それでは採決いたします。議案第1号、申請番号4番及び5番を除く1番から6番について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

<議 長>

賛成多数ですので、議案第1号については申請番号4番及び5番を除き原案のとおり承認いたします。

次に、議案第2号「農地法第5条の規定による申請の承認について」を、議題といたします。事務局より議案の説明をお願いします。

<事務局>

議案集の3ページをご覧ください。今月の農地法第5条の規定による許可申請は、所有権の移転に関するものが2件 558 m²、賃貸借権の設定に関するものが2件 18.28 m²となっております。

申請番号1番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）申請地は穂坂町宮久保津賀山、個人住宅建築のための申請であります。

申請番号2番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）申請地は穴山町石水、敷地拡張のための申請であります。

申請番号3番（土地の所在・貸付人・借受人についての説明）申請地は穴山町稲倉、営農型太陽光発電施設支柱部分設置のための一時転用の申請であります。

申請番号4番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）申請地は穴山町稲倉、営農型太陽光発電施設支柱部分設置のための一時転用の申請であります。

<議 長>

ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員からご報告をお願いいたします。

申請番号1番 : 猪股(和)委員

申請番号2番 : 小泉委員

申請番号3番・4番 : 樽林委員

(各委員より現地調査に基づく説明。申請番号3番について、保留にすべきという意見あり)

<議 長>

各委員の報告が終わりました。これより、質疑に入ります。

<委員A>

申請番号3番及び4番について、5条なのであくまで支柱に関する部分の審議で会って、農作物に関する審議は不要なのではないのでしょうか。

<事務局>

ご指摘のとおり、内容としては支柱部分の転用申請に対する審議になりますが、パネル下で営農をするという3条での地上権設定とセットになるため、事務局としては3条と同じように保留としては是正させるべき案件であると考えております。

<議 長>

よろしいですか。それでは採決いたします。議案第2号、申請番号3番及び4番を除き、申請番号1番から4番について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

<議 長>

賛成多数ですので、議案第2号について、原案のとおり許可相当として県知事に意見書を進達いたします。

次に、議案第3号「農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画案の承認について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

<事務局>

議案集の4ページをご覧ください。今月の農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画案の承認については9件17,798㎡となっております。

申請番号1番(土地の所在・貸付人・借受人についての説明) 賃貸借権、作物:野菜、期間:3年4ヶ月、新規設定です。

申請番号2番(土地の所在・貸付人・借受人についての説明) 賃貸借権、作物:野菜、期間:3年4ヶ月、新規設定です。

申請番号3番(土地の所在・貸付人・借受人についての説明) 使用貸借権、作物:桃、期間:10年4ヶ月、新規設定です。

申請番号4番（土地の所在・貸付人・借受人についての説明）賃貸借権、作物：桃、期間：10年4ヶ月、新規設定です。

申請番号5番（土地の所在・貸付人・借受人についての説明）賃貸借権、作物：桃、期間：10年4ヶ月、新規設定です。

申請番号6番（土地の所在・貸付人・借受人についての説明）賃貸借権、作物：桃、期間：10年4ヶ月、新規設定です。

申請番号7番（土地の所在・貸付人・借受人についての説明）賃貸借権、作物：桃、期間：10年4ヶ月、新規設定です。

申請番号8番（土地の所在・貸付人・借受人についての説明）賃貸借権、作物：桃、期間：10年4ヶ月、新規設定です。

申請番号9番（土地の所在・貸付人・借受人についての説明）賃貸借権、作物：桃、期間：10年4ヶ月、新規設定です。

<議 長>

事務局の説明が終わりました。これより、質疑に入ります。

(質問・意見なし)

<議 長>

よろしいですか。それでは採決いたします。議案第3号、申請番号1番から9番について原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

<議 長>

賛成多数ですので、議案第3号について原案のとおり承認いたします。

次に、報告案件について、事務局より説明をお願いいたします。

<事務局>

今月の報告案件、第1号についてご説明いたします。相続等による所有権移転が5件26,572㎡です。

報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出について」を説明いたします。

申請番号1番（土地の所在・所有者・届出人についての説明）申請地は穂坂町宮久保芝原畑他、相続による所有権移転の申請であります。

申請番号2番（土地の所在・所有者・届出人についての説明）申請地は中田町小田川中道、相続による所有権移転の申請であります。

申請番号3番（土地の所在・所有者・届出人についての説明）申請地は旭町上條北割鎌倉他、相続による所有権移転の申請であります。

申請番号4番（土地の所在・所有者・届出人についての説明）申請地は旭町上條北割金山他、相続による所有権移転の申請であります。

申請番号5番（土地の所在・所有者・届出人についての説明）申請地は龍岡町下條東割阿寺沢、相続による所有権移転の申請であります。

<議 長>

報告案件について、事務局の説明が終わりました。報告案件ですので質疑等は省略いたします。

以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。進行を事務局に返します。

<事務局>

（「4 その他」について、事務局より説明）

<事務局長>

職務代理より閉会のあいさつをお願いいたします。

<職務代理>

（閉会あいさつ）

<事務局長>

以上をもちまして、令和7年7月農業委員会定例会を閉会いたします。

【議事に参与した者の職、氏名】

○書記：小屋 了

○書記：志村 奈美